

モニタリング・評価・見直し

大目標 適切なタイミングで効果的にモニタリング・評価・見直しを実施するためのメカニズムを構築し、それにより国別行動計画の改定を行う。

意義とねらい

1. モニタリングにおいては、実施主体の経験を共有するとともに、外部の専門家や市民社会による評価を反映させる。
2. 適切なモニタリング評価を行うために、モニタリング作業部会と評価監視委員会を外務省に設置する。
3. 日本にとって初の国別行動計画であり、経年的に改善が見られたかどうかを重視して評価を行う。同時に、指標や目標そのものの妥当性についても評価する。
4. 国別行動計画実施過程を通して、ジェンダー視点にもとづく政策・プロジェクトの立案・実施能力が高まるよう、調査研究を蓄積し、グッド・プラクティス（成功事例）を共有する。これらの実施には、適切な予算措置を講じる。
5. 評価、見直しにあたっては、1325 国別行動計画策定の経緯を踏まえ、市民社会の参加を確保する。また、1325 決議の実施に向けた国際的議論を踏まえる。

目標 1 国別行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うためのメカニズムを整備する。

具体的施策

1. 実施責任を負う各府省庁にフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。
2. 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会を外務省に設置する。
3. モニタリング作業部会は、実施状況年次報告書の草案を作成し、評価監視委員会に提出する。
4. 評価監視委員会は、毎年、実施状況年次報告書の草案について、モニタリング作業部会と協議し、協議結果を実施状況年次報告書に反映させる。
5. 外務省は、前項の協議結果を反映させた実施状況年次報告書を作成する。
6. 外務省は、実施状況年次報告書を WEB 上に日本語と英語で公開する。

目標 2 国別行動計画の実施状況を適切に評価するためのメカニズムを整備する。

具体的施策

1. 外務省に、評価監視委員会（以下、「委員会」とする。）を設置する。

2. 委員会は、ジェンダーと平和・安全保障の分野に十分な知識と経験のある専門家および市民社会の代表者で構成する。市民社会を代表する委員の選任については、1325 決議の趣旨に基づく活動を行っている市民社会組織からの推薦による。
3. 委員会は、モニタリング・評価に必要な情報へのアクセス（防衛省関連情報などを含む）が保障される。
4. 委員会は、毎年、実施状況年次報告書の草案について、モニタリング作業部会と協議し、意見を表明する。
5. 委員会は、毎年、事業評価（2 ヶ国程度における事業の実施状況評価調査）を行う。この作業には、適切な予算措置を講じる。この事業評価には、相手国政府、関連国際機関、女性団体を含む市民社会組織、被支援者(特に女性・女兒を含む)からの聞き取り（ヒアリング）を含む。
6. 市民社会組織は、モニタリング・評価に必要な情報を、委員会に提供できる。
7. 委員会は、グッド・プラクティス（成功事例）の蓄積と公開を行う。
8. 委員会は、国別行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や、実施の主な障害を分析し、2 回目の実施状況年次報告書完成後をめどに、見直しの方向性を提言する。
9. 政府は、女性差別撤廃条約や国連人権理事会普遍的定期審査（UPR）の定期報告書において国別行動計画の実施状況を報告する。

目標 3 3年後の改定に向けて国別行動計画の適切な見直しを行う。

具体的施策

1. 政府は、評価監視委員会の提言に基づいて見直しを行う。
2. 政府は、国別行動計画策定のプロセスを尊重し、市民社会の参画を保障する形で見直しを行う。
3. 外務省は、この計画策定後、直ちに、3年後の見直しのための作業スケジュールを示す。